エコマーク商品類型 No.124

「ガラス製品 Version2.0」
認定基準書（案）

―適用範囲―
A. ガラス製のびん
B. 板ガラス
C. 自動車用安全ガラスおよび鉄道車両用安全ガラス
D. 電気ガラス（照明用・電子デバイス用）
E. 理化学ガラス・医療用ガラス
F. ガラス長繊維

制 定 日　　2007 年 5 月 1 日(予定)　　(財)日本環境協会
有効期限　　2012 年 4 月 30 日　　エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.124「ガラス製品 Version2.0」認定基準書

E．理化学ガラス・医療用ガラス

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

１．認定基準制定の目的

本商品類型は、カレットを使用したガラス製品にエコマークを付与し、それらの製品の存在を消費者に広く啓発していくことを通じて市場を先導し、もってガラスカレットの利用拡大に資することを目的とする。併せて、３R（リデュース・リユース・リサイクル）の“リデュース”に資する軽量びんや、省エネルギーにつながる機能ガラスなどについても、地球温暖化防止に貢献しうるものとして、採り上げるものである。

２．適用範囲

以下に該当する理化学ガラス・医療用ガラスを対象とする。

「ガラス管」JIS R 3644
「ガラス棒」JIS R 3645
「顕微鏡用カバーガラス」JIS R 3702
「顕微鏡用スライドガラス」JIS R 3703
「化学分析用ガラス器具」JIS R 3503
「注射用バイアル」JIS R 3521
「ガラス製薬品びん」JIS R 3522
「ガラス注射筒」JIS T 3201

３．用語の定義

カレット	廃ガラスをガラス原料に再生処理（分別、異物除去など）したもの。本商品類型においては、工場内カレット（自社発生くず）は含めないものとする。
ガラスカレット利用率	製品として使用するすべてのガラス材料中のガラスカレット投入量の割合。すなわち、 ガラスカレット利用率＝再生材料／(一製品当たりの)全ガラス材料とし、すべての材料は重量で表すものとする。
再生材料	ポストコンシューマ材料またはプレコンシューマ材料またはそれらの混合物で以下に定義されるもの。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄されたガラス材料またはガラス製品。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生するガラス端材または不良品。ただし、同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。

リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。

４． 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

（1） 製品は、ガラスカレット利用率が 20%以上（重量割合）であること。

【証明方法】
ガラスカレット利用率を付属証明書に記入し、提出すること。

（2） 製品に使用される添加剤（着色剤など）は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
当該物質の使用有無を付属証明書に記入のうえ、添加剤（着色剤など）の製造事業者の発行する成分表、または MSDS (化学物質等安全データシート)を提出すること。

（3） 製品は、安全性（カドミウム、鉛、総水銀、六価クロム、ヒ素、セレンの溶出）について検証され､説明されていること。当該物質の溶出については、土壌汚染対策法施行規則に定める別表第 2（平成 14 年 12 月 26 日　環境省令第 29 号）を満たすこと。

【証明方法】
製品からの当該物質の溶出について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

（4） 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを順守していること。

【証明方法】
ガラス製造工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去 5 年間順守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

（5） 製品の包装に使用されるプラスチック材料は､ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

（6） ほうけい酸ガラス製の製品は、製品本体、取扱説明書、カタログまたはホーム

ページなどのいずれかの媒体に、ガラスびんと一緒に分別廃棄できないこと、使用後の正しい廃棄方法について記載していること*。

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分(写しでも可)を提出すること。

記載例；「この製品は、びんなどと一緒に分別廃棄できません。廃棄する際は、各自治体のルールにしたがって排出してください」

＊ガラスには、びん・窓ガラス・食器類などに用いられる**ソーダ石灰ガラス**、高級食器・装飾品などに用いられる**鉛ガラス**、実験用ガラス器具・薬品びん・一般家庭の耐熱用品に用いられる**ほうけい酸ガラス**などの種類があり、これらを混ぜてリサイクルすることはできない。理化学ガラス・医療用ガラスでは、化学的侵食や熱衝撃に強い**ほうけい酸ガラス**が一般に用いられる。

4-2.品質に関する基準と証明方法

（7） 製品の品質については、該当する JIS 規格に適合していること。

【証明方法】
該当する JIS 規格に適合していることを証明する試験結果（JIS 認定工場の写しでもよい）を提出すること。

５．商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は2.適用範囲に示すJIS規格およびブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。ガラスカレット利用率が異なる場合も同一申込として扱うことができるものとする。

(2) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの表示を矩形枠で囲んだものとし、「ガラスのリサイクル○○%」または「ガラスのリサイクル○○%以上」とする。なお、○○%は、申込製品のガラスカレット利用率（小数点以下切り捨て）を挿入するものとする。上記5.(1)の同一商品区分内でガラスカレット利用率が異なる場合には、同一商品区分の最低値を記載すること。また、「○○%以上」を選択する場合には、4-1.(1)項のガラスカレット利用率［基準値］を挿入することも可とする。

エコマーク商品類型No.124「ガラス製品Version1」の認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

以下に例を示す。

（株）××××
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第〇〇〇〇〇〇〇〇号（数字のみでも可）

（株）××××
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第〇〇〇〇〇〇〇〇号（同左）

(3) エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規程第7条」に従い、使用すること。

(4) 申込商品のガラス以外の部分は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。（「エコマークのてびき」より引用：「エコマーク事業実施要領」第3章第7項に相当する除外規定）

2007 年 5 月 1 日　制定予定（Version2.0）
2012 年 4 月 30 日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。